

当クリニックは、以下の事項について厚生労働大臣の定める施設基準を満たし、地方厚生局長へ届け出ている保険医療機関です。

- ・ 時間外対応加算 1
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 別添 1 の「第 9」の 2 の(4)に規定する在宅療養実績加算 1
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 在宅医療DX情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 神経学的検査
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)

2026 年 6 月 1 日現在

医療法人伸援会 くにもとライフサポートクリニック

## 明細書発行体制等加算に関する事項

当クリニックでは個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で交付しています。

## 医療 DX 推進の体制に関する事項

当クリニックは質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っている保健医療機関です。

・医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施しています。

・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

## 長期投薬およびリフィル処方箋の交付について

当クリニックは、患者の状態に応じて 28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応可能な保険医療機関です。

2026 年 6 月 1 日

医療法人伸援会 くにもとライフサポートクリニック